

実質的支配者申告書

住信SBIネット銀行株式会社御中
以下のとおり実質的支配者について申告します。



- 別紙「実質的支配者について」に基づき、実質的支配者をご確認いただき、実質的支配者全員についてご記入をお願いいたします。
- 実質的支配者が、外国の重要な公人等(外国PEPs)にあたらなことをご確認のうえ、ご申告ください。
- 既にご申告いただいた実質的支配者のうち、一部にご変更があった場合も、その時点での実質的支配者全員についてご記入をお願いいたします。
- 4名以上の実質的支配者を申告いただく場合は、複数の申告書をご使用ください。

※代表口座新規開設と同時の申告の場合は、顧客番号欄は記入不要です。

記入日	西暦	年	月	日	顧客番号														
法人名称 (当社へお届けの法人名)																			

実質的支配者 1

フリガナ																						
お名前																						
生年月日	西暦	年	月	日	法人との 関係性	<input checked="" type="checkbox"/> 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有																
電話番号						<input checked="" type="checkbox"/> 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有																
ご住所	〒																				<input checked="" type="checkbox"/> 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を保有 (具体的な関係)	
						<input checked="" type="checkbox"/> 法人を代表し、その業務を執行する個人																
						都 道 府 県																

実質的支配者 2

フリガナ																							
お名前																							
生年月日	西暦	年	月	日	法人との 関係性	<input checked="" type="checkbox"/> 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有																	
電話番号						<input checked="" type="checkbox"/> 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有																	
ご住所	〒																					<input checked="" type="checkbox"/> 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を保有 (具体的な関係)	
						<input checked="" type="checkbox"/> 法人を代表し、その業務を執行する個人																	
						都 道 府 県																	

実質的支配者 3

フリガナ																							
お名前																							
生年月日	西暦	年	月	日	法人との 関係性	<input checked="" type="checkbox"/> 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有																	
電話番号						<input checked="" type="checkbox"/> 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有																	
ご住所	〒																					<input checked="" type="checkbox"/> 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を保有 (具体的な関係)	
						<input checked="" type="checkbox"/> 法人を代表し、その業務を執行する個人																	
						都 道 府 県																	

銀行使用欄

備考	承認・検印		オペレーター		
	管理表入力	ステータス履歴	管理表入力	ステータス履歴	受付

ケース事例

代表取締役夫妻2名が株式(議決権)を50%ずつ保有する株式会社が、代表口座を新規開設する場合
夫婦とも25%超の議決権を保有しており、50%超を保有する者が存在しないため、夫婦二人が実質的支配者となります。

ご注意

次に該当する場合は書類を返却させていただきます。

- 書類に記入漏れなど不備があった場合
- 当社にご提出いただいた確認書類と、ご申告内容に齟齬がある場合

記入例

実質的支配者申告書

住信SBIネット銀行

住信SBIネット銀行株式会社御中
以下のとおり実質的支配者について申告します。

SBI Sumishin Net Bank

- 別紙「実質的支配者について」に基づき、実質的支配者をご確認いただき、実質的支配者全員についてご記入をお願いいたします。
- 実質的支配者が、外国の重要な公人等(外国PEPs)にあたらぬことをご確認のうえ、ご申告ください。
- 既にご申告いただいた実質的支配者のうち、一部にご変更があった場合も、その時点での実質的支配者全員についてご記入をお願いいたします。
- 4名以上の実質的支配者を申告いただく場合は、複数の申告書をご使用ください。

※代表口座新規開設と同時の申告の場合は、顧客番号欄は記入不要です。

記入日	西暦 20XX 年 XX 月 XX 日	顧客番号	—
法人名称 (当社へお届けの法人名)	〇×株式会社		

実質的支配者 1

フリガナ	マルバツ	タロウ	法人との 関係性	<input type="checkbox"/> 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有
お名前	〇×	太郎		<input checked="" type="checkbox"/> 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有
生年月日	西暦 XXXX 年 XX 月 XX 日			<input type="checkbox"/> 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に 支配的な影響力を保有 (具体的な関係)
電話番号	XXXX - XXXX - XXXX			<input checked="" type="checkbox"/> 法人を代表し、その業務を執行する個人
ご住所	〒XXXX-XXXX A 都道府県 B市C一丁目2番3号			

実質的支配者 2

フリガナ	マルバツ	ハナコ	法人との 関係性	<input type="checkbox"/> 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有
お名前	〇×	花子		<input checked="" type="checkbox"/> 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有
生年月日	西暦 XXXX 年 XX 月 XX 日			<input type="checkbox"/> 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に 支配的な影響力を保有 (具体的な関係)
電話番号	XXXX - XXXX - XXXX			<input checked="" type="checkbox"/> 法人を代表し、その業務を執行する個人
ご住所	〒XXXX-XXXX A 都道府県 B市C一丁目2番3号			

実質的支配者 3

フリガナ		法人との 関係性	<input type="checkbox"/> 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有
お名前			<input type="checkbox"/> 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有
生年月日	西暦 年 月 日		<input type="checkbox"/> 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に 支配的な影響力を保有 (具体的な関係)
電話番号	—		<input checked="" type="checkbox"/> 法人を代表し、その業務を執行する個人
ご住所	〒 都道府県		

銀行使用欄

備考	承認・検印		オペレーター		
	管理表入力	ステータス履歴	管理表入力	ステータス履歴	受付

7573-01 取引終了後10年 16.09

代表口座新規開設と同時のため、顧客番号欄は記入不要です。

法人名称は登記事項証明書に記載の法人名称の通りにご記入ください。

一人目の実質的支配者の情報をご記入ください。

二人目の実質的支配者の情報をご記入ください。

※4名以上の実質的支配者を申告いただく場合は、複数の申告書をご使用ください。

ご記入事項の訂正について

ご記入事項や印字内容を訂正される場合は、該当箇所を二重線で抹消し、届出印と同じ印鑑で訂正印をご捺印ください。また、訂正の内容によっては新しい申告書のご記入をお願いする場合があります。

訂正例

新宿区

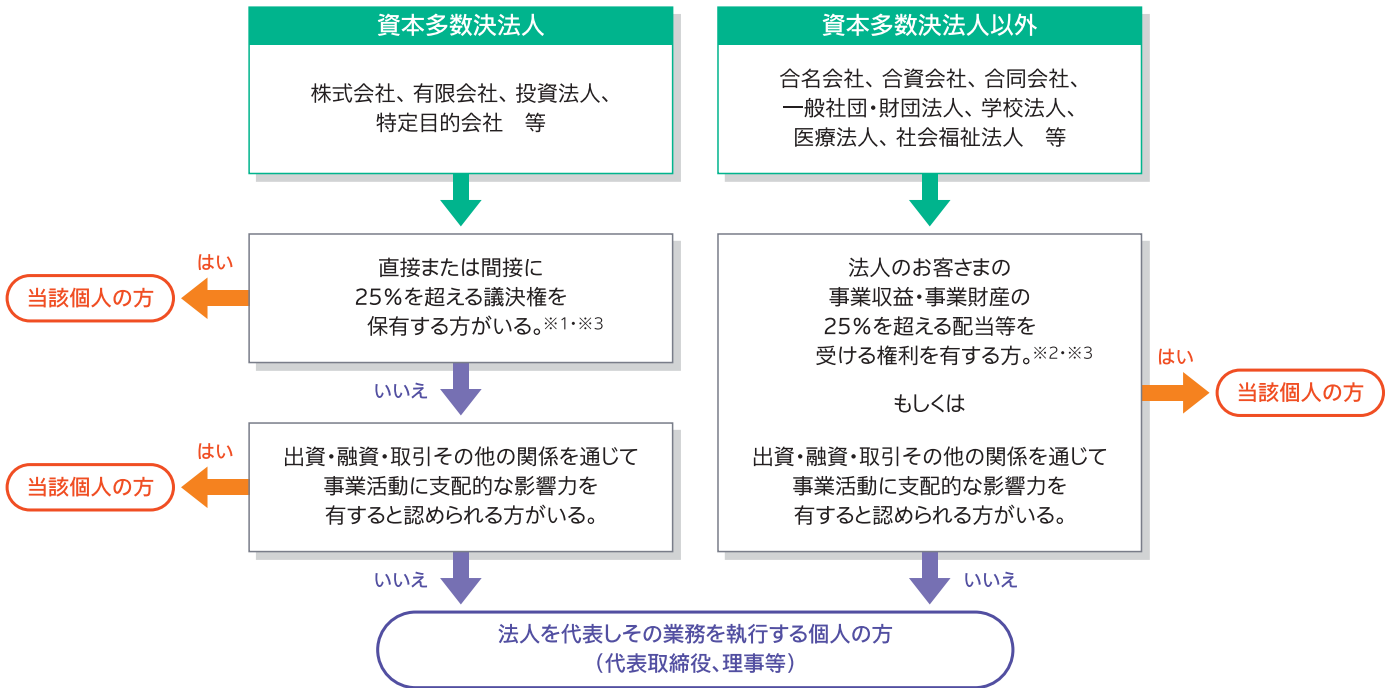
港區 西新宿

実質的支配者について

- 実質的支配者とは、法人の事業活動に支配的な影響を有すると認められる地位にある方のことで、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、お客さまに確認することが義務付けられています。
- 法人の業態により、どなたが実質的支配者となるかが異なります。

実質的支配者確認フロー

実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。
国、地方公共団体、上場企業に該当されるお客さまは、実質的支配者の申告は不要です。



※1 50%を超える議決権を直接または間接に保有する個人の方がいる場合は、その方のみ実質的支配者となります。

※2 50%を超える配当等を受ける権利を有する個人の方がいる場合は、その方、及び、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方が実質的支配者となります。

※3 事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は実質的支配者に該当しません。

間接に保有する議決権がある場合について

議決権を保有する法人がある場合は、「法人を通じて議決権を間接保有する個人の方」が、間接保有により実質的支配者となることがあります。間接保有とは、「自身が議決権の50%超を保有する法人」を通じて、間接的に議決権を保有していることを指します。

例1 間接保有の議決権だけ保有している場合

個人の方 C氏は

- 法人のお客さま(A社)の議決権を保有していません。
- B社の議決権の60%を保有しています。

法人 B社は、A社の議決権の30%を保有しています。

C氏はB社の議決権の50%超を保有しています。
C氏は、B社(自身が議決権の50%超を保有する法人)を通じてA社の議決権の30%を保有しています。(間接保有)

C氏はA社の25%超の議決権を保有しているため、A社の実質的支配者です。

例2 直接保有と間接保有の両方の議決権を保有している場合

個人の方 F氏は

- 法人のお客さま(D社)の議決権の10%を自身の名義で保有しています。(直接保有)
- E社の議決権の55%を保有しています。

法人 E社は、D社の議決権の20%を保有しています。

F氏はE社の議決権の50%超を保有しています。
F氏は、E社(自身が議決権の50%超を保有する法人)を通じてD社の議決権の20%を保有しています。(間接保有)

F氏の保有するD社の議決権は、以下のように計算されます。

直接保有10% + 間接保有20% = 30%

F氏はD社の25%超の議決権を保有しているため、D社の実質的支配者です。

お客さま各位

住信 SBI ネット銀行株式会社

外国政府等における重要な公人等のご確認について

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お客さまが外国政府等における重要な公人等(外国 PEPs)に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、お客さまが以下の 1.~3.に該当しないことをご確認のうえ、お手続きを進めてください。

なお、以下に該当しており且つ今回のお取引以外で当社とすでにお取引をされている場合、もしくは、お取引開始後に以下に該当した場合には、当社カスタマーセンターにお申し出ください。まずようお願い申し上げます。

1. 外国の政府等において重要な地位にある方、並びに、過去に外国の政府等において重要な地位にあった方。

外国の政府等における重要な地位とは外国における以下の地位をいいます。

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行役員
- 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる方の親族(配偶者(事実婚含む。以下同じ)、父母、子、兄弟姉妹)。並びに、これらの方以外の配偶者の父母および子。

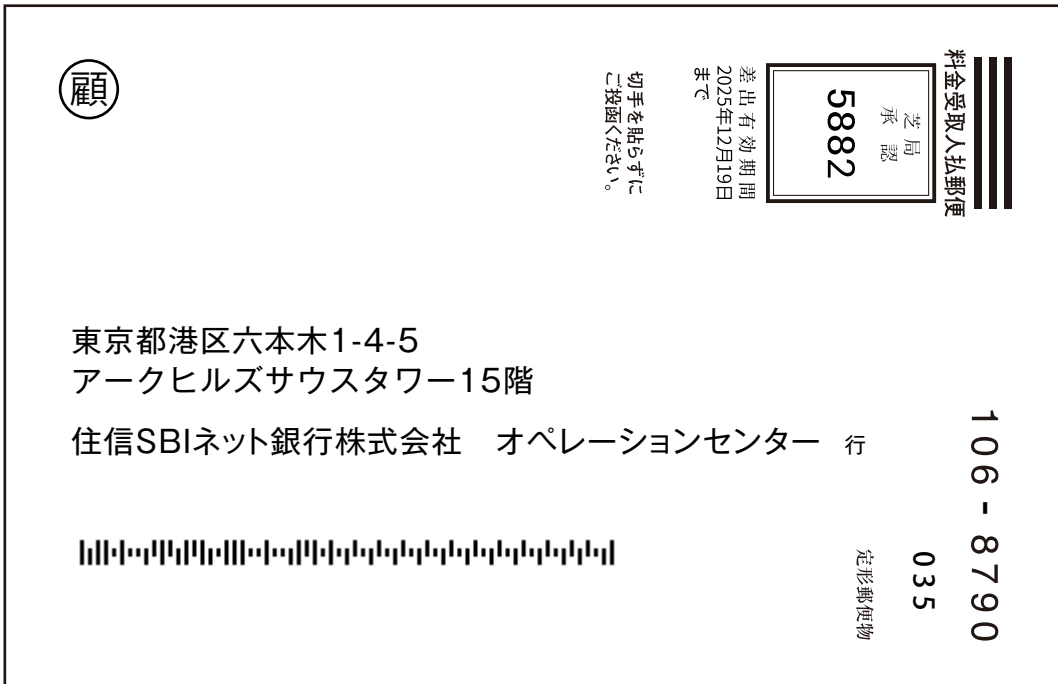
※外国の政府等において重要な地位にある(あった)方の祖父母や孫は、外国 PEPs に該当いたしません。

※例えば外国の政府等において重要な地位にある(あった)方の配偶者が日本人である場合など、日本人のお客さまも外国 PEPs に該当することがあります。

3. 法人であって、上記 1 及び上記 2 に掲げる方が実質的支配者である法人。

以上

宛名用ラベル

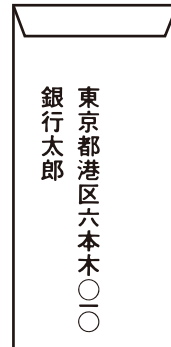


ご使用方法

- ① 当宛名ラベルを、サイズを変えずにA4紙に印刷してください。
- ② 線で切り取り、定形の封筒に貼り付けてご利用ください。(のり付けする際、剥がれない様にしっかりとお貼りください。)
- ③ 封筒の裏面に、お客様の住所、氏名をご記入ください。



表



裏

ご注意: 定形の封筒をご使用ください。

なお、宛名を手書きされる場合は、宛名ラベルに記載の担当部署名まで漏れなくご記入ください。